

平成25・26年度 国土交通省に係る建設工事等の競争参加資格審査に関する申請日程等が決定したので、お知らせします。

1. 受付方法及び受付期間(建設工事、測量・建設コンサル等業務)

(1) インターネット方式

①パスワード申請受付期間 **平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)※**

②申請用データ受付期間 平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)

※ ①パスワード申請を行わなければ、②申請用データの送付を行うことができません。

必ず①パスワード申請を受付期間内に行ってください。

※ インターネット方式申請の詳細は、平成24年10月初旬に別途ホームページに掲載いたします。

■インターネット方式のメリット...

○インターネット一元受付に参加している各機関に対して、インターネット方式を利用し、原則として一つのデータで全ての部局に対する申請が可能であり、申請書を複数作成する必要がありません。

※インターネット方式以外の場合(文書郵送受付及び文書持参受付の場合)は、従来通り各機関ごとに申請する必要があります。

○申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。

(2) 文書郵送方式 平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)

(3) 文書持参方式 平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木)のうち
各機関が定める期間

2. 建設工事の競争参加資格に必要な経営事項審査

建設工事の資格審査にあたっては、経営事項審査の審査基準が平成24年7月1日に改正されたことに伴い、改正後の基準による経営事項審査の結果通知書が必要になる場合がありますので、以下にご留意下さい。

また、経営事項審査の結果通知書は審査基準日が平成23年6月30日以降であるもの(結果通知書が複数ある場合にはそのうち最新のもの)が必要となります。

①「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合

審査基準日が平成23年6月30日以降であれば、改正前の基準又は改正後の基準(平成24年7月1日付改正)による経営事項審査の結果通知書のいずれでも、資格審査の申請が可能です。

②「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、上記①以外の場合

改正後の基準(平成24年7月1日付改正)による経営事項審査の結果通知書(審査基準日が平成23年6月30日以降)が必要となります。

今回お知らせ及び今後掲載予定の申請手続の詳細については、下記アドレスのページをご覧ください。

九州地方整備局ホームページ http://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu_joho/h2526shikaku/index.html

(問い合わせ先)国土交通省九州地方整備局契約課調査係 092-476-3509(内線 2521,2522)